技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

１　現状

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業者に比べて高額となっているのではないかとの厳しい指摘・批判がなされているところでありますが、市職員の給与等においても、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、適正な給与の確立と運用を行っていく必要があることから見直しに向けた取組方針を策定しました。

このようなことを踏まえて、本市においても、技能労務職員の給与等については、市民の理解と納得が得られるものとなるよう、総合的な点検を行い、適切な対処を図ります。

（１）職種ごとの人数・平均給与・平均年齢

本市の技能労務職員については、採用を行っていないため平均年齢が高く、したがって、民間従業者の平均給与月額と比較して高くなっている現状があります。

また、平成１８年度には、職員のプロジェクトチームにより、給与制度の見直しを行う中で、技能労務職に支給される特殊勤務手当についても必要な手当に限って支給するよう見直しを行いました。

職　種	志木市の技能労務職員			民間従業員	
	人数	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額
環境整備員	２人	57.3歳	４３４，２００円	43.3歳	２９９，８００円
学校給食員	６人	56.9歳	３０８，４００円	41.2歳	２６７，５００円
調理員	８人	51.8歳	３０２，０００円	41.2歳	２６７，５００円
用務員	２人	57.4歳	３０１，１００円	53.9歳	２２７，２００円
看護助手	５人	47.1歳	２７１，７００円	－	－
合計・平均	23人	53.1歳	３０８，５００円	－	－

※志木市技能労務職員のデータは、平成１９年４月１日現在のものです。

※民間従業員のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」の平成１６年～１８年の３か年平均です。

（２）職種ごとの年齢別の人数・平均給与等のデータ　［単位：人・円(月額)］

職種	環境整備員		学校給食員		調理員		用務員		看護助手		合計・平均	
年齢	人	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人	平均給与	人	平均給与
40歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40～43歳	0	0	0	0	1	321,900	0	0	1	257,300	2	289,600
44～47歳	0	0	0	0	2	280,600	0	0	2	257,200	4	268,900
48～51歳	0	0	0	0	1	263,600	0	0	1	275,100	2	269,400
52～55歳	0	0	1	307,900	1	281,200	1	277,100	1	311,600	4	294,500
56～59歳	2	434,200	5	308,400	3	329,300	1	325,000	0	0	11	338,500
60歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全　体	2	434,200	6	308,400	8	302,000	2	301,100	5	271,700	23	308,500

（３）その他給与に関する事項

①給料表

国の行政職俸給表(二)を基本とし、市独自の技能労務職給料表（１級制）を採用しています。

②職員手当

毎年の人事院勧告に基づき国の制度と同じ金額・率を支給しています。

扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当を条件に応じて支給しています。

③昇給基準

毎年、昇給月を４月１日と定め、勤務成績等に応じて４号給を標準とした昇給を行います（４月１日現在で５５歳以上の者は２号給昇給）。

２　基本的な考え方

（１）採用

技能労務職員については、原則として退職者不補充としており、新規の採用は行っておらず、一部で民間委託への移行や臨時職員の活用を図っており、今後もこの方針に基づいて計画を進めます。

（２）民間との均衡

技能労務職員の給与制度については、その職務内容等を踏まえ、民間同種の従業者等との均衡を図りながら適正な運用に努めます。

（３）地方公営企業法第３８条の規定等

本市の技能労務職員のうち看護助手においては、企業職員であることから、地方公営企業法第３８条の規定により、給与については、特に同種の民間事業の従業者との均衡を図りながら適正な運用に努めます。

３　具体的な取組内容

（１）採用

技能労務職については、原則として退職者不補充とし、現在、新規採用は行っていません。今後も、定年退職等の状況や推移を考慮しながら、事業の検討、見直しを行い、業務の民間委託への移行や臨時職員の活用を図ります。

［技能労務職員の年度別・職種別定年退職者数］

年　度	定年退職者数	職員数(累計)	退職者の職種別の内訳
１８年度	７人	２３人	環境整備員３　学校給食員１　用務員２　警備員１
１９年度	３人	２０人	学校給食員１　用務員１　調理員１(普通退職)
２０年度	３人	１７人	環境整備員１　調理員２
２１年度	２人	１５人	学校給食員２
２２年度	４人	１１人	環境整備員１　学校給食員２　調理員１
２３年度	１人	１０人	用務員１
２４年度	１人	９人	学校給食員１
２５年度以降	９人	－	調理員４　看護助手５

（２）民間との均衡

平成１９年の給与構造見直しに伴い、技能労務職員の給与水準については、国の行政職俸給表(一)の適用を受ける一般職員に準じた引き下げを実施しました(引き下げ率４．８％)。

技能労務職員に適用される給料表については､国の行政職俸給表(二)を基本とし、国公準拠に基づいた１級制の技能労務職給料表を独自に作成し適用しています。

（３）給与制度の適正化

特殊勤務手当については、汚物・塵芥処理等の業務に従事する職員に支給する手当などを平成１９年度から廃止し(現在は、犬猫等の死体処理業務従事手当１つのみ)、制度の見直しを図りました。

（４）勤務実績の反映

平成１７年度から各所属における「目標管理制度」を導入しており、達成度に応じて勤勉手当の支給に反映させています。

また、平成１９年度から「人事評価制度」を導入し（平成１９年度は試行)、平成２１年度からそれぞれの勤務実績・勤務評価等に応じた昇給を実施します。

４　その他

技能労務職については、原則として退職者不補充とし、新規採用は行わない方針であり、業務の民間委託への移行や臨時職員の活用等を図っていく方針ですが、今後の状況を考慮しながら、事業の検討、見直しを随時行います。

また、取組方針等については公開し、積極的な情報提供に努め、取組内容に関する市民の意見等を聴きながら、適正な制度となるよう総合的な点検を行います。